

平成29年11月7日  
国際産学連携本部長決定

## 国立大学法人筑波大学秘密保持に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、国立大学法人筑波大学秘密保持に関する指針（平成21年2月9日知的財産統括本部長裁定。以下「指針」という。）に基づき、産学連携活動に関連する本学の秘密情報の保護を図り、及び企業等外部機関の秘密情報の侵害を未然に防止する上で本学の職員等が従うべき事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、産学連携情報とは、企業等との産学連携活動の過程で相手方より開示若しくは提供を受け知り得た情報、当該産学連携活動の過程で発生した情報又は当該産学連携活動に関連する既に本学が保有していた情報をいう。

2 前項に掲げる用語以外の定義については、指針の定義による。

### (情報の区分)

第3条 研究代表者は、産学連携情報を国立大学法人筑波大学の情報の格付け及び取扱制限に関する規程（平成20年法人規程第21号）第2条の規定に基づき、以下のいずれかの区分に格付けしなければならない。

#### (1) 機密性3情報：

秘密文書に相当する機密性を要する情報。産学連携情報においては、不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第2条第6項に定義される営業秘密であつて、かつ、相手先から営業秘密である旨を通知された情報が該当する。

#### (2) 機密性2情報：

秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏洩により関係者の権利が侵害され又は本学活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

#### (3) 機密性1情報：

機密性2情報及び機密性3情報以外の情報が該当する。

### (秘密情報の管理)

第4条 研究代表者、研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員は、前条の規定に基づき、機密性3情報又は機密性2情報と格付けされた産学連携情報を、それぞれ以下に掲げる制限を設けて取り扱わなければならない。

#### (1) 機密性3情報：

(7) 秘密であることの表示

- (イ) 入室管理区域での保管又はパスワード付与
- (ウ) 原則として学生への非開示
- (2) 機密性2情報：
  - (ア) 秘密であることの表示
  - (イ) 入室管理区域での保管又はパスワード付与

(誓約書の提出)

第5条 研究代表者は、学生（研究協力者である場合に限る。）に対して機密性3情報を非開示とすることにより産学連携活動に支障が生じると判断した場合には、秘密保持に係る誓約書の提出を求めた上で、当該機密性3情報を学生に対して開示することができる。

(産学連携秘密情報管理委員会)

第6条 産学連携に係る秘密情報の適切な管理を推進するため、産学連携秘密情報管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際産学連携本部長
- (2) 国際産学連携本部審議役
- (3) 国際産学連携本部副本部長
- (4) その他国際産学連携本部長が必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときに開催することを妨げない。

5 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 特別共同研究事業に係る秘密情報の管理状況
- (2) 指針及び本ガイドラインの改定
- (3) その他必要と認める事項

6 委員会に関する事務は、産学連携部産学連携企画課が行う。

附 則

このガイドラインは、平成29年11月7日から施行する。